

文京区議会地震等災害時行動の手引

(令和2年1月改定)

文 京 区 議 会

1 災害時の議会、議員の役割

(1) 議会の役割

議会は、大規模災害が発生した非常時においても、議決機関として、機能を停止することなく、予算、条例、重要な契約などについて、有効な議決ができる会議を開催し、その機能を維持しなければならない。そのためには、様々な災害を想定し、それに対応する体制を整えておかなければならない。特に、復旧・復興段階において、住民代表機関として、大きな責務と役割を担うものである。

(2) 議員の役割

議員は、災害時にあっては、特に※発災期・初動期において、議会の機能とは別に、被災した住民の救援や復旧のために、地域の一員としての活動を果たす役割が求められる。そのために、議員は、議会の機能を維持するという根幹的な役割を十分認識した上で、地域活動などに従事する役割も担うものである。

※発災期・初動期：災害発生の直後から3日以内の期間

2 災害時の区との関係

災害時には、災害対応に実質的かつ主体的に当たるのは、区の危機管理室（危機管理課・防災課）を始めとする関係部署であり、議会は、議決機関としての役割が基本であり、その範囲で災害に対応することが基本となる。

このことを踏まえ、特に災害の初動期においては、区では職員が災害情報の収集や応急対策業務などに奔走し、混乱状態にあることが予想されることから、議員の情報収集や要請などの行動については、その状況と必要性を見極め、区の職員が初動体制や応急対応に専念できるように配慮する必要がある。

その一方で、議会の役割である監視機能と議決機能を的確に実行するためには、正確な情報を早期に収集することが必要であり、議会と区は、それぞれの役割を踏まえて、災害情報の共有を主体に協力、連携体制を整え、災害対応に当たる必要がある。

3 発災期・初動期（災害発生の直後から3日以内の期間）における参集

(1) 参集基準

- ア 文京区内において震度5弱以上の地震が観測された場合
- イ 文京区内において風水害による大規模な被害が確認された場合

(2) 参集者・参集場所等

| 期 間 | 参集者 | 参集時間 | 参集方法 | 参集場所 |
|-----------------------------------|--|---|--|--|
| 発災期・初動期 (発災後から 3日以内の期 間) | 議長 副議長 事務局長 事務局職員 (各会派幹事長) | 災害発生後、テ レビ等の地震、 災害情報を確認 した後、自身、家 族の安全を確保 した上で、速や かに参集 | 公共交通機関が 利用できないこ とを想定し、原 則として、徒歩 にて参集 | 文京シビックセ ンター23階議 会会議室 使用できない場 合は、区災害対 策本部と協議 し、本部長が別 に定める。 |

4 文京区議会地震等災害対策本部の設置

議長は、文京区災害対策本部（以下「区対策本部」という。）の設置を確認し、これに協力するため必要があると認めるときは、文京区議会地震等災害対策本部（以下「本部」という。）を設置し、災害対応に当たるものとする。

（文京区議会地震等災害対策本部）

| 期 間 | 構成員 | 本部及び議員、議会の対応 |
|---------------------|--|--|
| 発災期・初動期 (発災後～3日) | 議長（本部長） 副議長（副本部長） 各会派幹事長 | <ul style="list-style-type: none"> 議員は、自身の安否及び居所又は連絡場所を本部（区議会事務局）に速やかに連絡する。 議員は、各地域での支援活動や災害情報等の収集を行う。 |
| 中期 (発災後4日～7日) | 議長（本部長） 副議長（副本部長） 各会派幹事長 議会運営委員会委員長 災害対策調査特別委員会委員長 | <ul style="list-style-type: none"> 本部の構成員は、各日、午前10時まで文京シビックセンターに参集する。 本部は、原則として午前10時に開催し、本部長及び事務局長から区対策本部の情報等の報告を受けるとともに、今後の活動方針やスケジュールなどを協議する。 本部は、議員に対し、随時、区対策本部の正確で新しい情報を提供する。 議員は、本部の協議結果に基づき、担当する被災地及び避難所等に赴き、被災状況等の調査を行う。 議員は、担当する被災地及び避難所等での調査結果及び要請事項等を本部 |

| | | |
|------------------------|---|---|
| | | <p>に報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 本部長及び区議会事務局長は、議員の調査結果、要請事項等を取りまとめ、区議会事務局長が区対策本部に報告する。 • 議員は、担当地域における被災者に対する相談及び助言等を行う。 |
| <p>後期 (発災後8日～)</p> | <p>議長（本部長） 副議長（副本部長） 各会派幹事長 議会運営委員会委員長 災害対策調査特別委員会委員長 各常任委員会委員長</p> | <ul style="list-style-type: none"> • 本部は、区対策本部と連携して、復旧及び復興に向けた区への取組等を検討する。 • 本部に、総務区民班、厚生班、建設班、文教班を置き、被災地の現地調査、区民との意見交換等を行い、各班の所掌事務に係る復旧及び復興に必要な施策、国、東京都等の関係機関に対する要望等を取りまとめる。 <p>【議会の対応】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 全員協議会を開催する。 (2) 災害対策調査特別委員会を開催する。 (3) 被災地及び避難所等の視察を行う。 (4) 区へ要請を行う。 (5) 国、東京都等へ要望等を行う。 (6) 定例議会又は臨時議会を開く。 |

5 議員の基本的行動

議員は、災害時には、家族の安否確認を行い、自身と家族の安全を確保した後、次の活動を行う。

- (1) 本部からの指示があるまでは、地域の一員として区民の安全確保と応急対応など、地域における支援活動に従事する。
- (2) 地域活動などを通じて、地域の様々な災害情報等を収集する。
- (3) 本部からの指示等に速やかに対応できるよう、連絡態勢を常に確保しておく。
- (4) 本部の構成員である議員は、本部が設置された場合は、(1)、(2)にかかわらず、原則として本部の任務に当たる。

6 発災時期に応じた議員の行動

(1) 災害が本会議（委員会）中に発生した場合

- ア 議長（委員長）は、会議（委員会）の継続が困難であると認めるときは、直ちに休憩又は延会（散会）を宣告する。
- イ 議場（委員会室）から避難する必要があると認めるときは、傍聴人を安全な場所へ避難誘導するとともに、出席議員及び出席説明員に対し、速やかに避難するよう指示する。
- ウ 議員は、自身の安全を確保した後、被災者がある場合には、その救出等を行う。
- エ その後、家族の安否確認を行うとともに、本部からの指示があるまで、議員控室等で待機する。

(2) 災害が会議時間外（夜間、日曜日、土曜日、祝日、休会日等）に発生した場合（議員が区内にいる状態）

- ア 議員は、家族の安否確認を行い、議会事務局（本部）へ自身の安否確認の連絡を行うとともに、連絡態勢を確保する。
- イ その後、本部からの指示があるまで、自宅待機又は地域での支援活動や災害情報等の収集に当たる。
- ウ 議長及び副議長は、議会事務局へ自身の安否確認の連絡を行うとともに、文京シビックセンターへ参集し、事務局長及び事務局職員と共に、本部の任務に当たる。

(3) 災害が会議時間外（夜間、日曜日、土曜日、祝日、休会日等）に発生した場合（議員が区内にいない状態）

- ア 議員は、家族の安否確認を行い、議会事務局（本部）へ自身の安否確認の連絡を行うとともに、連絡態勢を確保する。
- イ その後、速やかに区内に戻り、本部からの指示があるまで、自宅待機又は地域での支援活動や災害情報等の収集に当たる。
- ウ 議長及び副議長は、議会事務局へ自身の安否確認の連絡を行うとともに、文京シビックセンターへ参集し、事務局長及び事務局職員と共に、本部の任務に当たる。

7 議員の安否確認の連絡方法

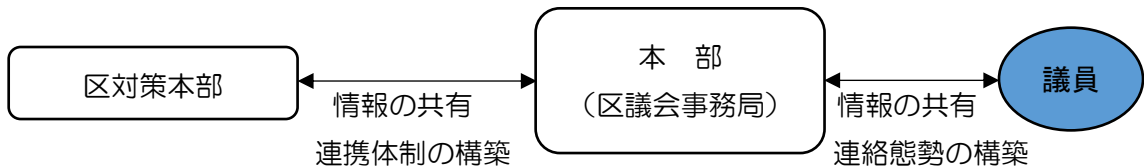
議員の安否確認の連絡方法は、電話、災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）、メール及び文京シビックセンターへの参集等とする。※災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）の操作方法については、別紙1、別紙2を参照

8 発災からの時期に応じた活動及び行動

(1) 時期に応じた活動（災害が夜間、休日等に発生した場合）

発災期・初動期（発災後～3日）

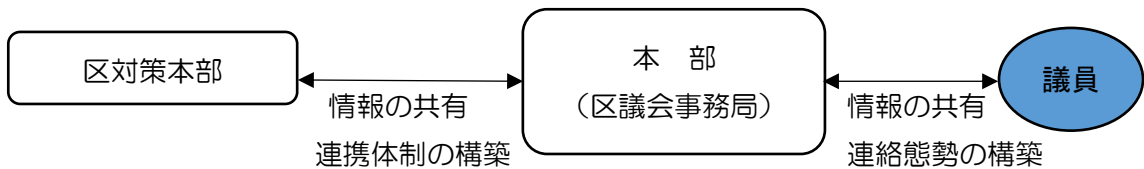
正副議長、区議会事務局長及び職員参集、本部の設置、議員の安否確認、情報の収集



※議員は、本部からの指示があるまでは、地域の一員として区民の安全確保と応急対応、避難所等の活動に協力するなど、地域における支援活動に従事する。また、地域活動等を通じて、地域の様々な災害情報等を収集する。

中期（発災後4日～7日）

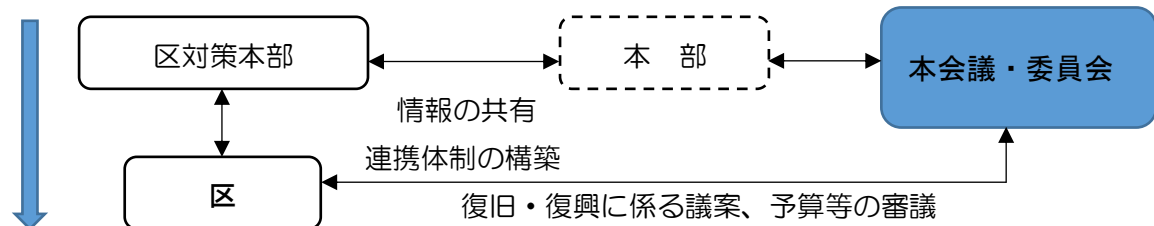
本部の構成員参集、区対策本部との情報等の共有、今後の議会の活動方針やスケジュールなどの協議、議員派遣による被災地及び避難所等における被災状況等の調査、情報収集等



※議員は、本部からの指示により指定された地域に参集し、被災地及び避難所等の被災状況等の調査を行い、被災地及び避難所等での調査結果、要請事項等を本部長に連絡する。また、担当地域における被災者に対する相談及び助言等を行う。

後期（発災後8日～）

本会議、委員会等を開催、復旧・復興に係る議案、予算、国等への要望事項等の審議



(2) 時期に応じた行動（災害が夜間、休日等に発生した場合）

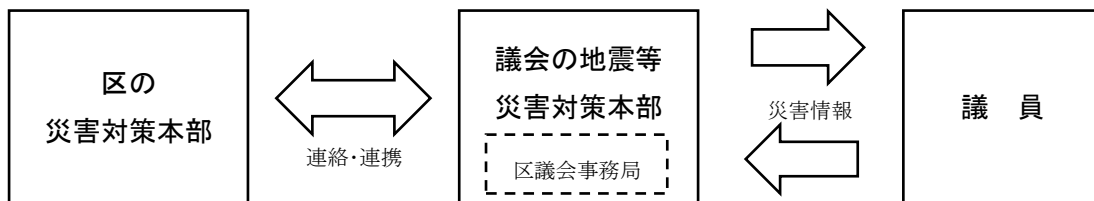
| 時 期 | 本部の行動 | 議会・議員の行動 | 事務局職員の行動 |
|---------------------|--|--|---|
| 発災期・初動期 (発災後～3日) | <ul style="list-style-type: none"> ・本部の設置 ・議員の安否確認 ・災害関係情報の収集 ・区対策本部との連携 ・区対策本部との情報等の共有 | <ul style="list-style-type: none"> ・自身と家族の安全確認 ・議会事務局（本部）への自身の安否連絡 ・参集（議長・副議長） ・地域での救援、救助活動、避難所運営などへの協力 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害情報の確認 ・自身と家族の安全確認 ・自身の安否連絡 ・参集 ・議員の安否確認 ・職員の安否確認 ・本部の設置 ・本部の事務の補助 ・議会棟の被災状況の確認 ・区、議員との連絡態勢の確保 |
| 中期 (発災後4日～7日) | <ul style="list-style-type: none"> ・区対策本部との情報等の共有 ・今後の議会の活動方針やスケジュールなどの協議 ・議員派遣による被災地及び避難所等における被災状況等の調査、情報収集等 | <ul style="list-style-type: none"> ・本部からの指示により行動 ・指定された地域での災害情報、意見、要望などの収集と本部への報告 ・地域での救援、救助活動、避難所運営などへの協力 | <ul style="list-style-type: none"> ・本部の事務の補助 ・災害関係情報の収集、整理、発信 ・議会再開に向けた準備 |
| 後期 (発災後8日～) | <ul style="list-style-type: none"> ・区対策本部との情報等の共有 ・議会運営の再開準備（復旧・復興に係る議案、予算などの協議） ・本会議、委員会等の開催準備 | <ul style="list-style-type: none"> ・本部からの指示により行動 ・本会議、委員会等の開催 ・復旧・復興に係る議案、予算などの審議、議決 ・復旧・復興に関する国等への要望などの検討 ・通常の議会体制への移行 | <ul style="list-style-type: none"> ・本部の事務の補助 ・議会再開に向けた準備 ・本会議、委員会等の運営 ・通常業務への移行 |

9 情報の的確な収集

議会として適正な審議、決定を行うに当たっては、地域の災害情報を的確に把握することが前提となる。災害情報は、区の地域防災計画に基づき配備される地域活動センター班や関係機関などを介して、区の災害対策本部に集積されることから、当該本部等を通して情報を得ることが効率的である。

一方で、より地域の実情に詳しい議員には、地域から詳細な災害情報などが寄せられることも事実であり、議員の獲得する情報は非常に有益で区の災害情報を補完するものとなる。

災害情報を的確に把握し、災害対応に当たるためには、それぞれの情報を共有することが大切であり、区の災害対策本部と本部において、組織的な連絡・連携体制を確立しておくことが大切である。



※区災対本部には、区議会事務局長が参加する。

※議長は、区災対本部にオブザーバーとして参加する。

※議員の情報提供・収集などは、緊急時などを除き、本部を窓口として行うものとする。

10 風水害時の行動（令和2年1月追記）

台風や豪雨災害は、雨風のピーク時のみならず、予報に基づく事前の対応も含め、タイムラインに即した適切な行動を取ることが求められる。そのため、風水害による大規模な被害が発生し、議会に本部が設置される前までの期間について、情報共有を中心とした議会の対応を次のとおり定める。

(1) 大規模災害発生前の議会の対応

| 期 間 | 構成員 | 議会の対応 |
|--------------------|------------------------|--|
| 「区臨時水害対策本部」が設置される前 | 議長 | 豪雨、洪水等により、区の地域に水害が発生する可能性があることが明らかになった時点で連絡体制を整える。 |
| 「区臨時水害対策本部」が設置された後 | 副議長 事務局長 (事務局職員) | 区臨時水害対策本部の設置を確認した時点で、議長は、区議会事務局長をオブザーバーとして区臨時水害対策本部に参加させ、情報収集にあたる。収集した情報は、必要に応じて連絡体制のもと発信する。 |

(2) 関連情報の取扱い

議会と区の間における情報共有については、台風や豪雨災害による大規模災害の発生前においても、対応を行う区側に対し不要な負担や混乱を与えることのないよう、組織的な連絡・連携体制をとる必要があり、議会内における情報共有や、各議員が区民等に行う関連情報の発信についても適切な対応が求められる。そのため、全議員が共通理解のうえで関連情報を取扱うための対応を以下のとおり定める。

| 情報の種類 | 議会の対応 | |
|------------------|--|---|
| 区臨時水害対策本部が発信する情報 | <ul style="list-style-type: none"> ・事務局長は、臨時水害対策本部が発信する情報を収集し、正副議長に伝達する。 ・正（副）議長は、区職員が初動体制や応急対応に専念できるように配慮することを念頭に、各議員へ情報提供を行う。 ・区臨時水害対策本部が発信する情報は、速報的要素が強く、時間の経過とともに内容が変化することもあることから、区民等への発信は行わない。 | |
| 区が公式に発信する情報 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生前後は、区ホームページへのアクセスが集中し、閲覧が困難になることが想定されるため、ホームページや SNS（Twitter、facebook 等）により区が公式に発信した情報を、各議員がリツイートやシェア等により積極的に発信していく。 | |
| 議員個人が把握した情報 | 区民等への情報の発信 | <ul style="list-style-type: none"> ・各議員の地元開設された避難所の状況や、議員自身が確認した被害状況等の情報については、不要な混乱を招くものとならないよう十分配慮したうえで、各議員の判断のもと、適時発信することができる。 |
| | 各議員から区への情報提供 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害対応を行う区側に対し、不要な負担や混乱といった影響を与えないために、議会に本部が設置されない時点においても、各議員から区に直接連絡することはせず、議長（場合により副議長）に報告し、事務局長を通じて区に伝達を行うことを原則とする。 |